

品質管理知的財産機関（IGQPI）
（カーボベルデ）
（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要 収録済

国内段階の手続 情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁： 品質管理知的財産機関（IGQPI）（カーボベルデ）

指定（又は選択）官庁 CV	品質管理知的財産機関 (IGQPI)(カーボベルデ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 CV
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語又はポルトガル語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：カーボベルデ・エスクード (CVE) 特許： 出願手数料 ¹ CVE 15,000 実用新案： 出願手数料 ¹ CVE 13,000	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	出願人が発明者であり，自身の経済状況から手数料全額の支払が困難である旨を示す宣言書を提出した場合，手数料は90%まで減額される	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

C V	品質管理知的財産機関 (I G Q P I) (カーボベルデ)	C V
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{2, 3} 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 出願人が特許出願及び特許付与を受ける資格の宣言書^{2, 3} 出願人が先の出願を行っていない場合には優先権を主張をする資格についての証拠^{2, 3} 出願人がカーボベルデに居住していない場合には代理人の選任³ 代理人を選任する場合には委任状³ 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか?	カーボベルデに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準・支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。